

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇告示 土地改良区定款変更認可
土地改良事業計画の縦覧
建設業者の登録まつ消
建築代理業者の登録
国民健康保険条例制定認可
診療報酬一点単価の認可
- ◇公安規則 警察官に協力援助した者の災害給付に関する規則
- ◇公告 児童福祉法第三十三条による公告
- ◇雑報 第五回全国自治宝くじの発売要領

告 示

鳥取県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条

第二項の規定により、青谷土地改良区の定款変更について、昭和三十年十一月十六日認可した。

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、岩美郡宇倍野村から村の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧期間

昭和三十年十一月二十三日から同年十二月十二日まで

三 縦覧の場所

岩美郡宇倍野村役場
四 異議の申立
利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百七十八号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から、次のように登録をまつ、消した。

昭和三十年十一月二十二日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所所在地	申請者氏名	まつ、消年月日
鳥取県知事登録（は）第二七号	昭和二十八年十月十九日	井田組	米子市旗ヶ崎九〇	井田 文一	昭和三十年十月十九日
第 三九号	"	東亜造船工業株式会社	倉吉市宮川町一九五ノ三	高田 重治	"
第 五八号	"	深田電気通信工事株式会社	米子市角盤町二丁目六	深田 忠之	"
第 六四号	"	田 路 組	" 朝日町二区四七	田路 朝一	"
第 一〇五号	"	若月 工務店	日野郡根雨町根雨七五〇	若月 次雄	"
第 二八六号	"	共栄建設工業株式会社	鳥取市本町四丁目	取締役社長 片岡常太郎	"

鳥取県告示第五百七十九号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	現 住 所	事務所名称	業務管理者
三七二	昭和三〇、一一、九	倉吉市山根四五七	藤本工務店	二級建築士 藤本 真八
三七三	"	瀬崎町二、七二五	藤本 真八	建築代理士 馬野 勇
三七四	"	東伯郡赤碕町大字赤碕七六二ノ二	馬野建築工業有限公司	馬野 勇
二七五	"	倉吉市沢谷一九六	治郎丸建築事務所	二級建築士 治郎丸 操
三七六	"	倉吉市上井町	藤山建築事務所	二級建築士 藤山 藤市
三七七	"	八頭郡佐治村大字森坪三〇一	森下建築代理事務所	建築代理士 森下 鶴藏
三七七	"	八頭郡用瀬町大字用瀬五二一ノ二	小松建築事務所	二級建築士 小松 国昌
三七八	"	八頭郡智頭町大字智頭	智頭土建株式会社	一級建築士 広田 守義

三七九

八頭郡智頭町大字智頭

広田 守義 一級建築士 広田 守義

鳥取県告示第五百八十号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づき、条例の制定を次のとおり認可した。

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町 認可 条例

認可年月日

日野郡根雨町

根雨町国民健康保険税条例

昭和三十年十月十八日

鳥取県告示第五百八十一号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ六第一項の規定に基づき、国民健康保険診療報酬一点単価を次のとおり認可した。

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町

診療報酬一点単価

認可年月日

日野郡根雨町

十一円五十銭

昭和三十年十月十八日

公安委員会規則

警察官に協力援助した者の災害給付に関する規則をここに公布する。

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第七号

警察官に協力援助した者の災害給付に関する規則

警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）に基づき、この規則を定める。

（目的）

第一条 この規則は、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）

下「法」という。）及び警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号以下「条例」という。）の規定に基づき、県が行う給付の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（災害発生報告）

第二条 法第二条に規定する災害が発生した場合にはその協力援助を受けた警察官の所属の長は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対しすみやかに別表第一の様式による災害発生報告書を提出しなければならない。

（認定及び通知）

第三条 本部長は、前条の報告を受けたときはその災害が法第二条に規定する協力援助をしたための災害であるかどうかの認定を行い、そのための災害であると認定したときはすみやかに給付を受けるべき者に対して別表第二の様式による書面で通知するものとする。（医療機関の指定）

第四条 本部長は、あらかじめ指定する病院又は診療所等（以下「指定医療機関」という。）において法第五条第一号に規定する療養を行うものとする。

（給付の請求方法）

第五条 給付を受けようとする者は、給付の請求書を本部長に提出しなければならない。但し、指定医療機関において療養を受ける場合の療養の給付については、この限りでない。

2 前項の請求書は、別表第三様式から第六様式によるものとする。

3 遺族給付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 協力援助した者（以下「協力援助者」という。）の死亡診断書、死体検案書、検視調書、その他協力援助者の死亡を証明することのできる書類又はその写
- 二 遺族給付を受けるべき者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係を明らかにする市町村長（東京都の区の存する区域ならびに地方自治法（昭和二

十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項により指定された市にあつては区長）の発行する証明書

（戸籍謄本をもつてこれにかえることができる。）

三 遺族給付を受けるべき者が婚姻の届出をしないが、協力援助者の死亡当時事実婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類

四 遺族給付を受けるべき者が配偶者以外の者であるときは、条例第七条の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類

五 遺族給付を受けるべき者が条例第七條第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類

六 遺族給付を受けるべき者が条例第七條第三項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類。

4 打切給付請求書には療養の経過ならびに症状、なお

るまでの見込期間等に関する医師の意見書を添付しなければならない。

（給付の支給方法）

第六条 本部長は、請求書を受理した場合にはこれを審査し、給付金額の決定を行い別表第七様式による支給通知書をもつて請求者とその支給に関する通知をすることともにすみやかに支給を行うものとする。

第七条 本部長は、療養給付費として支給する費用及び休業給付については毎月一回以上支給を行うものとする。

（災害給付原簿）

第八条 本部長は、別表第八様式による災害給付原簿を備え次の各号に掲げる場合に所要事項を記入するものとする。

- 一 第三条により給付を受ける権利を有する旨の通知をした場合
- 二 給付の請求を却下した場合
- 三 給付を行った場合

四 その他必要がある場合

（更正の申請）

第九条 給付を受けるべき者は災害の認定、療養の方法、給付金額の決定その他給付の実施について異議あるときは、次に掲げる事項を記載した給付更正申請書を本部長に提出してその更正を申請することができる。

- 一 協力援助者の住所、職業、氏名及び生年月日
- 二 協力援助を受けた者の所属、官職及び氏名
- 三 災害発生の日時及び場所
- 四 給付を行う者の官職及び氏名
- 五 給付に関する通知の要旨及び年月日
- 六 申請の要旨
- 七 申請の年月日
- 八 申請者の住所、職業及び氏名
- 九 申請者が協力援助者以外の者であるときは、その続柄または関係

（更正決定の通知）

第十条 本部長は、前条に規定する更正の申請があつた

ときは、その内容を審査し、その結果を書面で申請者に通知するものとする。

(書類の保存)

第十一条 給付に関する書類は、その完結の日から三年間保存するものとする。

(助力と証明)

第十二条 第二条に定める所属の長及び給付事務を行う者は、給付を受けるべき者が行う給付の請求の手續に積極的に協力しなければならぬ。

2 第二条に定める所属の長は給付を受けるべき者の要求に応じ、すみやかに必要な証明を行うものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十九年七月一日から適用する。

別表第一 警察官に協力援助した者の災害発生報告書

(給付を実施する者の官職、氏名)
鳥取県警察本部長
警 視 正 殿

報告年月日 昭和 年 月 日
文書番号
協力援助を受けた者の所属の長の官職氏名
関

下記のように災害が発生したので報告します

1、協力援助を受けた者 官職階級 氏名 (年月日 日生)

2、協力援助した者 住所 職業 氏名 (年月日 日生)
性別 男 女
災害を受けた者と
の続柄又は関係

3、給付を受けるべき者 住所 氏名 (年月日 日生)

4、災害発生の際所 5、災害発生の日時 午前 午後 時 分頃

6、災害発生の原因及びその状況

7、傷病名 8、傷病の部位 9、傷病の程度

10、医師の意見剖検記録等協力援助によるものであるかどうかを認定するため参考となる事項

11、医師の証明
7から9までに記載した事項は事実と相違ないことを証明します。
昭和 年 月 日 所在地 病歴又は
診療所の 名称及び氏名

註 10については別紙としてもしつかえない。

の注	射料	注	射の種類	容	量		回数	
					cc	cc	回	回
内	如 手 理 学 的 の そ の 他	歴 置 手 術 療 法 の 他	処 置 手 術 名	処 置 手 術 療 法	回 回	昭和 年 月	日 日	回 回
入	院	料	昭和 昭和	年 年	月 月	日 日	日 日	日 日
合					計			

21から24までに記載した事項は事実と相違ないこと及び預收した金額は24日とおりであることを証明します。

昭 和 年 月 日 病院又は診療所 所在地 職及び氏名

3、看護料 昭和 年 月 日から 日 間 看護婦 付添婦 付添婦 キョーロール その他

4、移送費 から まで 片道 往復 キョーロール その他

5、上記以外の療養費（内訳別紙領収書 枚のとおり）

6、 ※受理年月日 昭和 年 月 日 ※決定年月日 昭和 年 月 日 ※支払年月日 昭和 年 月 日

療養給付金額総計 請求回数 傷病について 回

別表第四 障害給付請求書

(記入注意)

1、請求者は※欄には記入しないこと。記載が不足するときは適宜別紙に記載して添付すること。なお障害が外部から明らか
2、34の「障害状況」の詳細について記載欄が不足するときは適宜別紙に記載して添付すること。
3、打切給付を請求する場合は、33、4、5の事項については記載しないこと。また障害給付を請求する場合は6の事項につ
いては記載しないこと。

(給付を実施するものの官職氏名) 職

下記のとおり 障害給付を請求します。

請求者の住所 昭 和 年 月 日 氏 名

1、協力援助者等について

※2、給付基礎額の証明

11、協力援助したために災害を受けた者 氏 名

21、給付基礎額 円

年 月 日生

内 基 準 額 円

12、負傷又は発病年月日 昭 和 年 月 日 時 頃

内 扶 親 者 人

昭 和 年 月 日 時 頃

内 配 偶 子 の 他 人

22、給付基礎額について(は21日とおり相違ないことを証明します。

昭 和 年 月 日 官 職 氏 名

※3、医師の意見

31、傷 病 名

32、傷病の部位

32、傷病の部位

33、傷病の治めた年月日 昭 和 年 月 日

33、障害状況(打切給付の場合(現症)の詳細(図で示すこと)の出来るものは図解すること。)

11の者は31から34までに記載したとおりであると認めます。

昭 和 年 月 日 病院又は診療所の名称 職 及び 氏 名

4、障害等級 級 号

5、障害給付請求金額 円

6、打切給付請求金額 円

※受理年月日 昭和 年 月 日 ※決定年月日 昭和 年 月 日 ※支払年月日 昭和 年 月 日

別表第五 遺族葬給付請求書

(記入注意)
 1、請求者は※欄には記入しないこと。者と異なる場合には各別に請求書を作成すること。
 2、遺族給付の請求者は葬祭給付の請求書と異なる場合は各別に請求書を作成すること。
 3、遺族給付の請求書には規則第5条第3項の規定により必要な書類を添付すること。
 (給付を実施する者の官職氏名) 殿

下記の遺族葬給付を請求します。

1、協力援助者等について
 住所 氏名 年 月 日生

12、負傷又は発病年月日、月 日 日生
 昭和 年 月 日

13、死亡年月日、月 日 日生
 昭和 年 月 日

3、遺族給付請求金額 円

給付を受けるべき同順位者の氏名死亡者との続柄又は関係及びその受けるべき給付の額

住 所	氏 名	生年月日	続柄又は関係	金 額
				円
				円
				円
			合計	円

4、葬祭給付請求金額 円
 葬祭給付を受けるべき者と死亡者との続柄又は関係

5、3の請求金額と4の請求金額との合計額 円

※受理年月日 昭和 年 月 日 ※決定年月日 昭和 年 月 日 ※支払年月日 昭和 年 月 日

※2、給付基礎額の証明

内 容	基礎額	配偶者	子	孫	その他
扶養親族					
内 孫					
扶養親族					
内 孫					

22、給付基礎額については21のとおり相違ないことを証明します。
 昭和 年 月 日 官職氏名

別表第六 休業給付請求書

(記入注意)
 1、請求者は※印の欄には記入しないこと。
 2、該当する「欄」には「印」で示すこと。
 3、41の欄の収入を得ることができない日数とは、休業給付を受けるべき日をいふ。
 4、第2回以後の請求の場合における33及び41の記載については前回の請求後の分について記載すること。

(給付を実施する者の官職氏名) 殿

下記の休業給付を請求します。

1、協力援助者等について

11、協力援助したため災害を受けた者

住所 氏名 年 月 日生

12、負傷又は発病年月日、月 日 午前 午後 時 分頃
 昭和 年 月 日

※2、給付基礎額の証明

内 容	基礎額	配偶者	子	孫	その他
扶養親族					
内 孫					
扶養親族					
内 孫					

22、給付の基礎額については21のとおり相違ないことを証明します。
 昭和 年 月 日 官職氏名

※ 3 医師の意見	
31、傷病名 傷病部位	33、療養のため業務に従事することができなかったと認められる期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
32、傷病の経過 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 現在継続中	34、33の期間における診療日数 日
11の者は31から34までに記載したとおりであるものと認めます。 昭和 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 職及び氏名	
4、休業期間及び休業給付の額	
41、療養のための休業した期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	の間の中従前得ていた業務上の収入を得ることができない日数 日
42、1日当りの休業給付の額	
$\times \frac{60}{100} =$	円
※ 5、休業日数等の査定	
(51) 休業日数	(52) 休業給付金額 円

※ 受領年月日 昭和 年 月 日	※ 決定年月日 昭和 年 月 日	※ 支払年月日 昭和 年 月 日
---------------------	---------------------	---------------------

別表第七 支給通知書

通知年月日 昭和 年 月 日	通知番号 第 号
(請求者) 住所 氏名	(給付を実施する者の官職氏名) 殿
下記のように給付金額を決定したので通知します。	
(給付請求金額) 金	(給付請求年月日) 昭和 年 月 日
(給付決定金額) 金	(備考)

別表第八

災害給付原簿

1、協力援助し災害を受けた者 住所 (才) 氏名				2、協力援助を受けた者 所属 職 氏名			
3、負傷発病年月日 昭和 年 月 日 時頃				4、負傷発病死亡の別			
6、災害報告書受理年月日 昭和 年 月 日				7、認定の通知年月日 昭和 年 月 日			
8、療養給付 請求回数 請求書受理年月日 決定年月日 支払年月日 療養日数 療養給付額 第 回 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 日 円		略					
9、障害給付 治ゆ年月日 請求書受理年月日 決定年月日 支払年月日 障害等級 給付基礎額 障害給付金額 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 級 号 円 円		略					
10、遺族給付 請求者名 死亡者 死亡年月日 請求書受理日 決定年月日 支払年月日 給付基礎額 遺族給付金額 諸氏 死亡の続柄 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 円 円		略					

11、請求者名 死亡者 死亡年月日 請求書受理日 決定年月日 支払年月日 給付基礎額 葬祭給付基礎額 諸氏 死亡の続柄 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 円 円		12、請求書受理年月日 決定年月日 支払年月日 給付基礎額 打切給付金額 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 円 円	
13、休業給付 請求回数 請求書受理年月日 決定年月日 支払年月日 休業日数 給付基礎額 休業給付額 第 回 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 日 円 円		略	

公 告

次の金品は児童福祉法第三十三条により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について、返還請求権を有する者は公告の日から一年以内に申し出られたい。
児童福祉法第三十三条の二第四項により公告する。

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名品の種類	類	数量(金額)	形状	児童が金品を所持するに至つた理由
現金	一〇〇〇円 五〇〇円 一〇〇円	二枚 一枚 一枚	札	昭和二十五年五月二十九日某児童が八頭郡家町附近の氏名不詳の菓子店から窃取したもの 昭和二十五年九月二十六日收容施設を脱出した児童が所持していたものでその入手先不明
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	二枚 一枚 一枚	"	昭和二十五年十一月六日八頭郡智頭町青年団のバレーボール大会の際氏名不詳の手提袋から児童が窃取したもの
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	二枚 一枚 一枚	"	昭和二十六年四月六日浮浪児童のため鳥取市警察署から送致を受けた児童が所持していたもので入手先不明
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	二枚 一枚 一枚	"	昭和二十六年五月六日岩美郡岩井町地内において某土建会社所有のペン箱を窃取して売却して得た現金で、岩井地区警察署から送致を受けた児童が所持していたもの
"	五〇銭 一〇〇銭	一枚 一枚	"	昭和二十六年五月二十七日浮浪のため鳥取駅公安室から送致を受けた児童が所持していたもので入手先不明

"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	一枚 一枚 一枚	札	昭和二十六年六月二十五日鳥取市東品治町、魚市場において氏名不詳の商人から某児童が窃取したもの
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	一枚 一枚 一枚	札	昭和二十七年二月二十五日收容施設を脱出した児童が所持していたもので入手先不明
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	一枚 一枚 一枚	札	昭和二十七年六月七日收容施設を脱出した児童が所持していたもので入手先不明
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	一枚 一枚 一枚	札	昭和二十七年八月二十四日米子市東町日の丸自動車部待合室において氏名不詳のふろしき包から現金二百五十円を窃取しその内九十五円を使用した残金
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	一枚 一枚 一枚	札	昭和二十七年十月三十日收容施設を脱出した児童が所持していたもので、米子市内において入手したものであるが入手先不明
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	一枚 一枚 一枚	札	昭和二十七年十一月二十一日收容施設を脱出した児童が米子市及び鳥取市において入手したものであるが入手先不明
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	一枚 一枚 一枚	札	昭和二十八年一月六日岩美郡浦富町において某児童が入手したものであるが入手先不明
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	一枚 一枚 一枚	札	昭和二十八年一月二十九日鳥取駅発下関行第八二七列車内において氏名不詳の背広上着ポケットより某児童が窃取したもの
"	一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	一枚 一枚 一枚	札	昭和二十八年六月四日倉吉市日本館附近において氏名不詳の女手提かばんから某児童が窃取したもの

〃	一〇〇〇円	四枚	四〇〇、〇〇	札硬貨	昭和二十八年八月十七日午前十一時頃高都青谷町海岸において海水浴客（氏名不詳）の衣服より某児童が窃取したもので入手先不明
〃	一〇〇〇円	一枚	一五、〇〇	札硬貨	昭和二十八年十月七日收容施設を脱出した児童が所持していたもので入手先不明
〃	一〇〇〇円	一枚	一〇、〇〇〇、〇〇	硬貨	昭和二十九年三月二十三日浮浪のため鳥取駅公安室から送致を受けた児童が所持していたもので入手先不明
〃	一〇〇〇円	一枚	一五、〇〇	札硬貨	昭和二十九年三月から四月までの間において、岩美郡浦富町附近の氏名不詳の商店から某児童が窃取したものである
〃	一〇〇〇円	一枚	一五、〇〇	札硬貨	昭和二十九年五月二日岩美郡岩美町（旧本庄村）地内において某児童が入手したもので入手先不明
〃	一〇〇〇円	一枚	一五、〇〇	札硬貨	昭和二十九年五月二十日米子市明治町東宝映画館二階において氏名不詳二十才位の婦人が所持せる手提袋より現金千三百円窃取した内三百九十一円使用した残金
〃	一〇〇〇円	一枚	一五、〇〇	札硬貨	昭和二十九年七月三十日岡山県津山市内において某児童が拾得したと申立てているが不明のもの
〃	一〇〇〇円	一枚	一五、〇〇	札硬貨	昭和三十年六月二日岡山県津山市において鉄くずをあつめて売却して得たと申し立てているが不明のもの
〃	一〇〇〇円	一枚	一五、〇〇	札硬貨	昭和三十年八月十三日鳥取市寺町某鮮魚店に店員見習として就業中の某児童が所持していたもので不明のもの

雑報

第五回全国自治宝くじ発売要領

一 発売の理由
 全国都道府県並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市が、各種公共施設に要する資金に充当するため、共同して、第五回全国自治宝くじを発売しようとするものである。

二 名称
 第五回全国自治宝くじ

八 当せん金の種類別金額及び当せんの数

等級	当せん本数	金額	摘要
一等	九	三六、〇〇〇、〇〇〇円	末尾〇組の固有番号 三
二等	八一	八一〇、〇〇〇	一等の組違い同番号
三等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
四等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
五等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
六等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
七等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
八等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
九等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
十等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
十一等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
十二等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
十三等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
十四等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
十五等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
十六等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
十七等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
十八等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
十九等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
二十等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
二十一等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
二十二等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
二十三等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
二十四等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
二十五等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
二十六等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
二十七等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
二十八等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
二十九等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
三十等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
三十一等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
三十二等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
三十三等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
三十四等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
三十五等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
三十六等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
三十七等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
三十八等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
三十九等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
四十等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
四十一等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
四十二等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
四十三等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
四十四等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
四十五等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
四十六等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
四十七等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
四十八等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号
四十九等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	末尾〇組の固有番号 四
五十等	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	二等の組違い同番号

- 三 受託見込銀行 株式会社 日本勧業銀行
- 四 発売総額 三億円（本県分九十五万円）
- 五 証票の金額 一枚 百円（三百万枚）
- 六 証票の形式 開封式
- 七 当せん金支払開始日及び発売の時期
 - (1) 発売の時期 昭和三十年十二月一日から同年十二月二十日まで
 - (2) 当せん金支払開始日 昭和三十年十二月二十七日

